

巻頭言

建設廃棄物の再資源化へ向けて

嘉門 雅 史



国土交通省が平成 20 年 4 月に発表した「建設リサイクル推進計画 2008」では、循環型社会構築のための建設廃棄物リサイクルの推進として、次の 5 つの計画のポイントを挙げている。

- ①建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土のリサイクルに注力
- ②民間の創造的取組みを推進
- ③他の環境分野との統合的展開を意識
- ④発生抑制についてより具体的な取組みを開始
- ⑤適時適切なフォローアップを実施

平成 17 年度建設副産物実態調査では、建設廃棄物の再資源化等率は 92% に達しており、コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊などでは 98% と順調な再資源化が得られ、発生木材においても最近のバイオマス利用の推進によって、燃焼による縮減を含めると 91% という高い再資源化等率が得られている。特定建設資材としてリサイクルの枠組みへ取り込んだことが大きなインセンティブとなったものであり、特筆すべき成果であると考えられる。また、建設汚泥の再資源化等率でも 75% となっており、それなりの値が得られている。これらの値はいずれも「建設リサイクル推進計画 2002」の平成 17 年度の目標値をクリアしているが、この中では建設汚泥の目標値が相対的に低いことから、より一層の高みへの取組みが求められるところである。

「建設リサイクル推進計画 2008」における計画のポイント中の建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土の再資源化率、有効利用率の平成 27 年度目標値の達成には、今後相当の工夫と努力が必要になる。特に建設汚泥についてはよほどの努力を傾注しなければ、建設リサイクル推進計画 2008 で引き上げられた目標値（再資源化等率が 85%）の達成は至難である。これまでも官民を挙げて多くの関係者が再生利用に取り組んできているが、従来の枠組みにとられない新たな試みも必要であろう。

近年、世界的な資源制約や地球温暖化等の問題への対応の必要性など社会経済情勢が変化していることを踏まえ、平成 20 年 3 月には、第 2 次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、低炭素社会、自然共生

社会に向けた取組みと相まって、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成を推進していくべしとされている。循環的な資源利用および処分にあたっての優先順位は、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、および⑤適正処分の順であるが、最も重要である発生抑制において、現状では一般廃棄物、産業廃棄物ともにその排出量の目立った削減が得られておらず、ここに重点的な努力を傾注するべきであろう。

今後の建設廃棄物排出量削減には、土木系建設廃棄物に比較して少し見劣りするといわれる建築系廃棄物の再資源化率の向上が肝要であり、そのためには分別解体等の一層の推進が大きな貢献をするものとみなしうる。さらに、その結果として最終処分量や不法投棄量も削減することが可能となるであろう。

特定建設資材の再資源化に支障を来す有害物質への細心の配慮も求められる。石綿、フロン類、PCB、建設木材中の CCA 等の有害物質や当該有害物質が含有された建設資材については、分別解体等において労働安全衛生法や廃棄物処理法等の法令に基づき、適正に調査・除去等の処理が行われなければならない。万が一、適正処理が徹底されずに特定建設資材に付着・混入した場合、特定建設資材の適正な再資源化を阻害するとともに、現場作業や周辺住民の健康に影響を与えるおそれがある。また、廃石膏ボードは、建設混合廃棄物として排出されているものを含め年間百数十万トンが排出されており、解体系廃石膏ボードを中心に大幅な増加も見込まれている。しかしながら、解体系廃石膏ボードについては、リサイクルに係る体制や技術等が十分確立されておらず、ほとんど最終処分されており、最終処分の条件によっては硫化水素が発生することから、廃石膏ボードの適正利用技術と処理体制の確立が早期に求められる。

建設廃棄物の排出抑制に一層尽力するとともに、今後とも再資源化への取組みを継続して、資源の有効活用および廃棄物の減量による循環型社会の構築を目指す必要がある。建設界に係わる各位の総力の結集が求められるところである。

——かもん まさし 京都大学 名誉教授、
国立高松工業高等専門学校 校長——